

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 4 件

中部（愛知）厚生年金 事案 7763

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成21年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年6月30日から同年7月1日まで

年金記録を見ると、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が平成21年6月30日となっているが、私は同日まで勤務した。資格喪失日は同年7月1日であるべきであり、間違いであると思われるので、資格喪失日を同年6月30日から同年7月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳、申立人から提出された解雇予告通知書及び雇用保険の記録により、申立人は、同社に平成21年6月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該賃金台帳の支給合計額及び保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からこれを確認できる資料の提出が無いため不明であるが、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届によると、申立人の資格喪失日は、平成21年6月30日となっていることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 7764

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を2万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月19日
② 平成18年12月14日

申立期間①及び②について、賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていたが、記録が無いので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額（2万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、当該保険料を納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 7765

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月21日から同年12月1日まで
学校卒業後、A社に就職し途中同社B支店へも転勤したが、昭和42年まで4年間継続して勤務していた。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社本社から同社B支店への全ての転勤者のオンライン記録によれば、本社からの転勤に係る資格喪失日及び資格取得日の記録は、大半が1日付けであることが確認できる上、当該転勤者のうちの複数の同僚が「A社での転勤は大半が1日付けだった。」と証言していることから、昭和39年12月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における厚生年金保険被保険者名簿の昭和39年10月の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社から名称変更したC社は、平成18年11月15日に適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は死亡しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①及び②は10万円、申立期間③は23万5,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間④に係る標準賞与額の記録については、39万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月3日
② 平成17年4月22日
③ 平成17年7月1日
④ 平成17年12月14日

申立期間①から④までについて、賞与が支給されたが記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人から提出された預金通帳の写し、課税庁から提出された市県民税所得課税証明書（平成17年度及び18年度分）、当時のA社役員から提出された給与台帳を転記した資料（支給額のみ記載あり。以下「給与台帳転記資料」という。）及び複数の同僚の賞与支給明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①及び②は10万円、申立期間③は23万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間④について、上記の預金通帳の写し、市県民税所得課税証明書（平成18年度分）、給与台帳転記資料及び複数の同僚の賞与支給明細書により、申立人は、当該期間において、40万6,000円の標準賞与額に見合う賞

与を支給され、39万6,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間④の標準賞与額については、上記の預金通帳等において推認できる保険料控除額から、39万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①から④までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も既に死亡しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月3日

申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたが、年金記録が無いので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された貯金通帳により、申立人は、申立期間においてA社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された当該期間の給与支給明細書によると、いずれも賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、支給額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上述の貯金通帳において推認できる保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立期間以外の標準賞与額は記録されており、申立期間の賞与支払届だけ提出していないとは考え難い。」とし、申立期間に係る保険料について納付した旨主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月3日

申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたが、年金記録が無いので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された貯金通帳により、申立人は、申立期間においてA社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された当該期間の給与支給明細書によると、いずれも賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、支給額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上述の貯金通帳において推認できる保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立期間以外の標準賞与額は記録されており、申立期間の賞与支払届だけ提出していないとは考え難い。」とし、申立期間に係る保険料について納付した旨主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑤までに係る標準賞与額の記録については、申立期間①は9万3,000円、申立期間②は130万円、申立期間③は110万円、申立期間④及び⑤は150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年5月30日
② 平成16年6月1日
③ 平成17年5月31日
④ 平成18年5月31日
⑤ 平成20年5月30日

申立期間①から⑤までについて、賞与が支給されたにもかかわらず、当該賞与の記録が無い。当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された役員賞与計算書、総勘定元帳及び決算役員賞与支給計算明細書により、申立人は、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑤までの標準賞与額については、役員賞与計算書及び総勘定元帳から確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は9万3,000円、申立期間②は130万円、申立期間③は110万円、申立期間④及び⑤は150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間に係る賞与の届出を忘れていた。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①から⑤までに係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（三重）厚生年金 事案 7770

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和53年8月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月31日から同年8月12日まで

A社のB営業所設置により籍が変わったが業務の中断は無い。年金記録に空白があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

当時のA社の事業主及び同社B営業所長の証言、並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（同社本社から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社B営業所長の証言及び当該営業所長を含む複数の同僚の健康保険厚生年金保険の記録から判断すると、同社B営業所が適用事業所となった昭和53年8月12日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和53年6月の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、資料が無いため不明としており、このほかに確認で

きる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（愛知）国民年金 事案 3574

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から51年3月まで

私の国民年金の加入手続や保険料納付は、全て父親が行ってくれていた。父親は亡くなっており詳細は不明だが、申立期間当時は、地元の婦人会が保険料の集金を行っていたと思う。父親からは、家族の保険料は全て納めてある旨を聞いているので、私の保険料も20歳から全ての期間について納付してくれていると思っている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に亡くなっていることから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録における申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況によると、昭和53年4月頃に払い出されたと推認でき、このことは申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿の年金手帳発行年月日欄に「53. 5. 1」と記載されていることとも符合する。これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、これらのことから、申立人の国民年金加入手続は、同年4月頃に初めて行われ、この加入手続の際に、48年*月*日（20歳到達日）まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時は国民年金に未加入であり、父親が国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、前述の加入手続時期（昭和53年4月頃）においては、申立期間の

うち、48年*月から50年12月までの国民年金保険料は既に2年の時効が成立しており、父親が遡って納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、前述の加入手続時期（53年4月頃）を基準とすると、過年度保険料として遡って納付することは可能であったものの、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間直後の51年4月から52年3月までの保険料が53年5月に過年度保険料として一括納付されており、この納付日時点では、51年1月から同年3月までの保険料は既に2年の時効が成立している上、申立人に係る国民年金被保険者台帳及び同市の国民年金被保険者名簿においても、当該期間の保険料は未納とされており、オンライン記録と一致していることから、父親が当該期間の保険料を過年度保険料として納付したと推認することまではできない。

このほか、父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）国民年金 事案 3575

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から61年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から61年1月まで
父親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。父親は亡くなっているため詳しいことは分からないが、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に亡くなっていることから、申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録における申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の加入状況及び納付記録から、平成元年4月頃に払い出されたと推認でき、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、同年2月26日（厚生年金保険被保険者資格を喪失した日）を被保険者資格取得日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間において、国民年金に未加入であり、父親が国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間当時に居住していたとするA市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録同様、申立人が申立期間当時に国民年金に加入していた形跡は見当たらない。

加えて、父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（三重）国民年金 事案 3576

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

昭和59年4月に任意加入被保険者の資格を喪失したこととされているが、A市において53年5月に国民年金に任意加入した時から生活状況に変化は無く、今日まで継続して国民年金保険料を納付しているので、申立期間について保険料が納付されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の国民年金保険料を継続して納付していたとしているものの、保険料の納付金額、納付時期及び納付方法の記憶は無いとしていることから、申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、申立期間当時、生活状況の変化など任意加入被保険者の資格を喪失する理由は無く、資格喪失手続を行った記憶も無いとしているものの、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の任意加入被保険者の資格は、昭和59年3月31日付けで資格喪失申出の受付、同年4月1日付けで資格喪失した記載があること、及び当該名簿の備考欄に、同年3月頃に喪失手続に来所した旨の記載も確認できることから、申立人の任意加入被保険者の資格喪失記録は、申立人からの申出により事務処理が行われたことがうかがわれる。

さらに、当該名簿によると、上記任意加入被保険者の資格を喪失後、申立人が、第1号被保険者として、再度国民年金被保険者資格を取得したのは、国民年金の制度改正があった昭和61年4月1日とされていることが確認でき、これら国民年金被保険者資格の喪失年月日及び再取得年月日はオンライン記録とも一致する。これらのことから、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、納付書が作成・送付されず、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から47年11月までの期間、同年12月から48年3月までの期間及び同年8月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年8月から47年11月まで
② 昭和47年12月から48年3月まで
③ 昭和48年8月から50年3月まで

私が会社を退職（昭和43年8月）した後、母親か私が国民年金加入手続を行った。申立期間①当時は、結婚（47年12月）前で、実家のA市（現在は、B市C区）で、国民年金保険料は私が郵便局で納付したり、祖母が集金人に納付してくれていた。申立期間②及び③当時は、結婚後で、同市同区又はD市E区で、元夫か私のどちらかが夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。申立期間ごとの国民年金の加入手続の詳細、保険料の納付周期及び納付金額までは覚えていないが、未納期間を作らないようにその都度納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続の詳細、国民年金保険料の納付周期及び納付金額を覚えていないとしているほか、加入手続に関与したとする母親及び申立期間①の保険料を納付したとする祖母は既に亡くなっていること、並びに申立期間②及び③において一緒に保険料を納付したとする元夫も送られてくる納付書で申立人が納付していたと述べるのみで具体的な記憶は無いことから、申立期間①、②及び③に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年4月頃にB市C区において元夫と連番で払い出されており、この頃に申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、43年*月*日（20歳到達時。その後、厚生

年金保険被保険者資格喪失日である同年8月25日に訂正。)まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立人は、申立期間①当時は国民年金に未加入であり、申立人及びその祖母が国民年金保険料を納付することはできなかつた上、申立期間①のうち、同年8月から45年12月までの期間については、既に2年の時効が成立しており遡って納付することができない。

さらに、前述の加入手続時期を基準とすると、申立期間①のうち、昭和46年1月から47年11月までの期間、申立期間②及び③については、現年度保険料あるいは過年度保険料として納付することが可能であったものの、i)申立人が申立期間①当時に居住していたとするA市は、申立人が国民年金保険料を納付したとする郵便局では、当時、現年度保険料の収納はできなかつたとしてゐること、ii)申立人並びに申立期間②及び③の保険料を一緒に納付していたとする元夫は、保険料を遡って納付したことや、まとめて納付した覚えは無いとしてゐる上、元夫も申立期間②及び③の保険料は未納と記録されていること、iii)国民年金被保険者台帳及び同市の国民年金被保険者名簿のいずれも申立期間①、②及び③の保険料は未納と記録され、申立期間③当時に転居したとするD市の国民年金自主納付者収滞納一覧表においても納付記録は確認できず、これらの記録とオンライン記録は一致していることから、当該期間の保険料が現年度保険料あるいは過年度保険料として納付されたことをうかがわせる事情を見いだすことができない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していた周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 7771

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月1日から25年1月1日まで

私は、申立期間にA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について調査して、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が述べるA社の事業内容が同社で厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の証言と一致していることから判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社は昭和25年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であったことが確認できない。

また、A社は既に解散している上、解散時の事業主は「A社に関する資料は保管していない。」と証言していることから、申立人の同社における勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（岐阜）厚生年金 事案 7772

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 40 年 11 月 16 日まで

私は、A社の事業主B氏にC職として雇用されたが、その間の年金記録が消えている。B氏に雇われた際、「年金は会社で支払うから。」と言われたので、同社で厚生年金保険に加入しているはずである。調査をして、申立期間について、同社の厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B氏にC職として雇われた際、「年金は会社で支払うから。」と言われたことを根拠に、当時、同氏が事業主であったA社に自身の厚生年金保険被保険者記録があると主張するものの、同氏は既に他界している上、同社は既に解散しており、申立期間当時の資料を得ることはできない。

また、申立期間においてA社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に照会したところ、「C職を専門に行う者はいなかった。」と証言していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（三重）厚生年金 事案 7773

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 12 日から同年 10 月 5 日まで
申立期間について、船員手帳には、公認の官庁名印のある A 丸での雇入契約の記載があるが、船員保険の記録が無い。
申立期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。
(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳により、申立人は、申立期間において、A 丸の船舶所有者に B 職として雇い入れられたことが確認できる。

しかし、船舶所有者名簿によると、A 丸の船舶所有者は昭和 35 年 10 月 4 日に船員保険の適用船舶所有者ではなくなっている上、当該船舶所有者は既に死亡しており、申立人の申立期間における船員保険の取扱いについて確認できない。

また、上記船員手帳において名前が確認できる船長は、申立期間において、船員保険被保険者台帳及び A 丸船舶所有者の船員保険被保険者名簿に、船員保険被保険者記録が確認できない上、当該船長の連絡先は不明で当時の事情について聴取することができない。

さらに、複数の同僚に照会したが、聴取できた同僚はいずれも申立期間当時の A 丸における船員保険の取扱いについて記憶しておらず、申立人の主張を裏付ける証言を得られない。

加えて、申立期間における上記船員保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、被保険者番号の欠番も見当たらない。

なお、船員手帳における雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政

庁があらかじめその労働条件の適法性を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（三重）厚生年金 事案 7774

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 10 月 1 日から 47 年 2 月 7 日まで
② 昭和 47 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
③ 昭和 47 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

申立期間①についてはA社で、申立期間②及び③についてはB社で、それぞれ勤務していたが、厚生年金保険の記録が無いので、申立期間①から③までについて、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録によると、申立人のA社での資格取得日は昭和46年12月8日とされていることから、申立人は、当該期間のうち、同日以後の期間については同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社において申立人とほぼ同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚のうち、雇用保険の記録が確認できる同僚は、厚生年金保険の被保険者資格取得日と雇用保険の被保険者資格取得日が一致しておらず、申立人と同様に厚生年金保険の被保険者資格を取得する前に雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

また、前述の同僚は、「入社直後から厚生年金保険料を控除されていたかは、覚えていない。」と回答している上、A社は、「当時の手続は前社長が行っていたが、前社長は既に死亡している。また、資料も無いので、当時の届出の内容及び保険料控除については不明である。」と回答していることから、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

申立期間②について、B社の元事業主の証言及び同社の元事業主から提出さ

れた給与支払台帳から判断すると、申立人は、当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかし、B社の元事業主は、「当時は保険に入りたがらない人は保険に加入させていなかった。また、すぐに辞めそうな人も、しばらく様子を見てから加入させていた。」と回答している上、上記給与支払台帳によれば、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

申立期間③について、雇用保険の記録によると、申立人のB社での離職日は、昭和47年7月31日とされており、当該離職日の翌日は、厚生年金保険被保険者原票の資格喪失日と一致している上、同社での被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「申立人を覚えていない。」と回答しており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①から③までに係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。